

12 じんけんかだい さまざまな人権課題

● はんざい じんけんかだい 犯罪にかかる人権課題

ある日突然、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道、プライバシーの侵害などにより、人権が侵されることがあり、二次的な被害にも苦しんでいます。また、犯罪捜査や裁判の過程での精神的な苦痛もあると言われます。このような犯罪被害者の人権侵害を防ぐための方策を用意することが必要です。

また、刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別や、住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい現状があります。刑を終えて出所した人たちが、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域の理解と協力が必要です。

(1) 犯罪被害者やその家族の相談・支援体制の充実

【主な取組みの方向】

犯罪被害者等の相談・支援体制を充実させ、必要な際には、NPO等の関係団体につなげます。

(2) 刑を終えて出所した人やその家族の人権への配慮

【主な取組みの方向】

更生者の社会復帰に際して、就職や地域生活等で人権侵害が発生しないよう十分な配慮を促します。

●災害発生時の人権課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、様々な事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害発生時の人権に係る課題が改めて認識されることになりました。

本市は、地域防災計画を策定し、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき業務について、総合的な指針を定めています。

この中で、高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定されることから、要配慮者として、特段の対策を取ることが求められています。

また、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分配慮するよう努めます。

（1）避難行動要支援者名簿の作成・活用

【主な取組みの方向】

避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、避難行動要支援者名簿を作成し、更新、取扱い等についてルールを定め、個人情報の保護、保管に十分注意を図ります。災害時には避難行動要支援者名簿等を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、避難に関する情報の伝達を行います。

（2）要配慮者、避難行動要支援者支援体制の整備

【主な取組みの方向】

要配慮者の生活の確保及び治療体制の確保等、県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努めます。

防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、FMやまと、PSメール、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努めます。また、人工透析者や分娩を必要とする者、難病患者などへの医療情報を提供します。

(3) 外国につながる方に対する防災対策

【主な取組みの方向】

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国につながる方に対しては、災害時の混乱下においても安心して行動できるよう、公益財団法人大和市国際化協会と連携し、外国につながる方を含めた「災害多言語支援センター」の設置や運営訓練等を行い、日ごろから災害に備えます。

外国につながる方に配慮したリーフレット等の作成や、広域避難場所等の災害に関する表示板の多言語化等、多言語及びやさしい日本語による情報提供の充実に努めます。

(4) 要配慮者等に配慮した避難所の利用・生活支援

【主な取組みの方向】

被災者が生活する避難所の運営にあたっては、集団生活に配慮の必要な高齢の方や障がいのある方等が安心して生活できるよう体制整備に努めます。

避難生活施設での集団生活が困難な方については、個々の状況に応じて特定指定避難所や協定を締結している特別養護老人ホーム、障がい者支援施設などの利用ができるように努めます。また、自力での移動が困難な方には、関係機関の協力を得ながら、特定指定避難所などへの移送を行います。

(5) 性別に配慮した避難所運営

【主な取組みの方向】

性別に配慮した避難所運営を行うため、被災時の性別によるニーズの違い等にも十分配慮します。女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努め、また性犯罪や配偶者暴力等を防ぐため、女性相談窓口を設け、女性相談員の配置や巡回を実施します。

らちもんだい

●拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権の侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で暮らす在日韓国・朝鮮人の方々の人権にも配慮をしながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを行います。

(1) 拉致問題についての啓発の推進

【主な取組みの方向】

拉致問題への、関心、理解を深めてもらうため、国、県、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動などを推進します。

へいとすぴーち

●ヘイトスピーチ

本市には、多くの外国につながる方が生活しており、生活習慣や文化、宗教の相違がある場合も多く、こうしたことが外国につながる方への偏見や差別につながることもあります。

このような中、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。一人ひとりの人権を脅かすようなことが起こる背景として、経済のグローバル化、社会経済システムの大きな変化、地域社会における人間関係の希薄化といった要因があるとも言われています。

すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う「わがまち大和」の実現を目指す上で、人権が侵害されるようなヘイトスピーチはあってはなりません。

(1) ヘイトスピーチに関する啓発の推進

【主な取組みの方向】

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人等を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチはあってはならないものであるという啓発活動などを推進します。